

第87期決算公告

平成23年6月29日

茨城県土浦市中央二丁目11番7号

株式会社 筑波銀行

取締役頭取 木村 興三

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	190,935	預金	1,962,387
現金	36,420	当座預金	30,092
預け	154,515	普通預金	701,978
買入金銭債権	653	貯蓄預金	12,222
商品有価証券	611	通知預金	6,466
商品国債	486	定期預金	1,168,095
商品地方債	125	定期積金	29,146
金銭の信託	2,910	その他の預金	14,384
有価証券	383,610	債券貸借取引受入担保金	20,000
国債	168,279	借用金	13,800
地方債	22,395	借入金	13,800
株式	75,131	外国為替	26
その他の証券	9,690	売渡外国為替	22
貸出金	108,113	未払外国為替	4
割引手形	10,040	社債	11,590
手形貸付	99,229	株予約権付社債	5,000
証書貸付	1,299,211	その他の負債	16,472
当座貸越	69,472	未決済為替借	2
外国為替	1,412	未払法人税等	181
外国他店預け	1,365	未払費用	6,788
取立外国為替	46	前受収益	1,282
その他の資産	12,887	給付補てん備金	70
未決済為替貸	8	金融派生商品	993
前払費用	3,176	リース債務	4,824
未収収益	2,128	資産除去債務	108
金融派生商品	4	その他の負債	2,220
その他の資産	7,568	賞与引当金	792
有形固定資産	19,144	退職給付引当金	6,528
建物	3,942	執行役員退職慰労引当金	34
土地	8,171	睡眠預金払戻損失引当金	142
リース資産	4,363	偶発損失引当金	833
建設仮勘定	788	再評価に係る繰延税金負債	588
その他の有形固定資産	1,878	負債のれん	398
無形固定資産	3,418	支払承諾	3,521
ソフトウェア	2,413	負債の部合計	2,042,118
その他の無形固定資産	1,004	（純資産の部）	
繰延税金資産	10,902	資本金	31,368
支払承諾見返	3,521	資本剰余金	15,075
貸倒引当金	△ 22,138	資本準備金	9,376
		その他資本剰余金	5,698
		利益剰余金	2,528
		その他利益剰余金	2,528
		繰越利益剰余金	2,528
		自己株式	△ 0
		株主資本合計	48,972
		その他有価証券評価差額金	△ 5,042
		繰延ヘッジ損益	△ 408
		土地再評価差額金	185
		評価・換算差額等合計	△ 5,266
		純資産の部合計	43,705
資産の部合計	2,085,824	負債及び純資産の部合計	2,085,824

損益計算書 } (平成 22年 4月 1日から
平成 23年 3月 31日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		47,784
資金運用収益	37,786	
貸出金利	32,987	
有価証券利息配当	4,470	
コールローン利息	133	
債券貸借取引受入利息	4	
預け金利息	177	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	6,636	
受入為替手数料	1,694	
その他の役務収益	4,942	
その他の業務収益	2,315	
外国為替売買益	55	
国債等債券売却益	2,190	
金融派生商品収益	16	
その他の業務収益	52	
その他の経常収益	1,045	
株式等売却益	219	
その他の経常収益	826	
経常費用	4,969	44,756
資金調達費用	3,089	
預金利息	0	
コールマネー利息	493	
債券貸借取引支払利息	422	
借入金利息	387	
社債利息	224	
新株予約権付社債利息	213	
金利スワップ支払利息	137	
その他の支払利息	3,339	
役務取引等費用	341	
支払為替手数料	2,997	
その他の役務費用	242	
その他の業務費用	4	
商品有価証券売買損	166	
国債等債券売却損	60	
国債等債券償却	11	
社債発行費	31,977	
営業経常費用	4,228	
貸倒引当金繰入額	1,820	
貸出金償却	1,018	
株式等売却損	88	
株式等償却	85	
金銭の信託運用費用	766	
その他の経常費用	3,027	
経常利益	1,027	1,028
特別利益	109	1,268
固定資産処分益	137	
固定資産損失	1,021	
減価償却の特損	77	
その他の特別損失	200	
税引前当期純利益	277	2,787
法人税、住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	277	
法人税等調整額	2,510	2,510

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,568百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

- (4) 執行役員退職慰労引当金
執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
8. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。
10. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用ならびにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は5百万円減少し、税引前当期純利益は91百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 643百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,008百万円、延滞債権額は70,036百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は213百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,433百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,693百万円あります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 住宅ローン債権証券化（RMBS-Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当事業年度末残高は、61,075百万円あります。なお、当行はRMBSの劣後受益権45,759百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に37,541百万円、現金準備金として現金預け金中の「預け金」に8,217百万円を計上しております。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,040百万円あります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 67,466 百万円

現金預け金 11 百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,583 百万円

債券貸借取引受入担保金 20,000 百万円

借入金 100 百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 37,842 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 3,611 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、422,398 百万円であります。

このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 380,827 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△ 1,520 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,831 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 710 百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 13,700 百万円が含まれております。

14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

15. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 3,982 百万円であります。

17. 1 株当たりの純資産額 503 円 14 銭

18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	487 百万円	387 百万円	100 百万円
合計	487 百万円	387 百万円	100 百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内 90 百万円

1 年超 21 百万円

合計 111 百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 117 百万円

減価償却費相当額 99 百万円

支払利息相当額 8 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 503 百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額 7,504 百万円
21. 当行は、平成 23 年 4 月 1 日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号)を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による翌事業年度への損益影響額は 1,274 百万円を見込んでおります。
22. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、8.14%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	34 百万円
役務取引等に係る収益総額	2 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	19 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	7 百万円
役務取引等に係る費用総額	220 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,257 百万円
その他の取引に係る費用総額	0 百万円

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	当行の議決権割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	筑波信用保証株式会社	100.000%	・当行ローンの保証 ・役員の兼任	被保証残高 保証料支払額 代位弁済受入額 (注 1、2)	231,282 195 884	－ 支払保証料 －	－
子会社	いばぎん信用保証株式会社	100.000%	・当行ローンの保証 ・役員の兼任	被保証残高 保証料支払額 代位弁済受入額 (注 1、2)	74,975 18 88	－ 支払保証料 －	－

(注) 1. 当行の子会社である筑波信用保証株式会社及びいばぎん信用保証株式会社より、当行の住宅ローン債権等に対する保証を受けております。なお、当該取引に係る条件については、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

2. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

- (3) 兄弟会社等
該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称または氏名	当行の議決権割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	長野泰弘	なし	融資取引	資金の貸付 利息の受取 (注1)	— 0	貸出金	10
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社カズマ興産 (注2)	なし	融資取引	資金の貸付 利息の受取 (注1)	13 1	貸出金	50
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社サ克蘭ボかわかみ (注3)	なし	融資取引	資金の貸付 利息の受取 (注1)	275 1	貸出金	227

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しております。

2. 株式会社カズマ興産は、当行役員である豊崎寛の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

3. 株式会社サ克蘭ボかわかみは、当行役員である豊崎寛の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

3. 1株当たり当期純利益金額 29円98銭

4. 「その他の特別損失」には、合併関連費用847百万円を含んでおります。

5. 当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額137百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
茨城県内	営業店舗 23カ店	土地及び建物等	111 (土地 47、建物 63、その他 0)
	遊休資産 8カ所	土地及び建物	18 (土地 16、建物 2)
茨城県外	営業店舗 1カ店	建物	1 (建物 1)
	遊休資産 3カ所	土地	5 (土地 5)
合 計			137 (土地 68、建物 68、その他 0)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 2

2. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,830	2,877	47
	社債	109	109	0
	その他	789	790	1
	外国債券	789	790	1
	小計	3,729	3,777	48
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	395	395	△ 0
	社債	148	148	△ 0
	その他	1,605	1,394	△ 211
	外国債券	1,605	1,394	△ 211
	小計	2,149	1,937	△ 211
合計		5,878	5,715	△ 163

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	643
関連法人等株式	—
合計	643

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,113	983	130
	債券	118,194	117,338	855
	国債	84,028	83,431	596
	地方債	2,748	2,719	29
	社債	31,417	31,187	229
	その他	53,916	53,251	664
	外国債券	43,569	43,204	364
	その他	10,346	10,046	299
	小計	173,224	171,573	1,650
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,940	7,299	△ 1,358
	債券	144,127	145,901	△ 1,773
	国債	84,251	85,242	△ 990
	地方債	16,420	16,599	△ 178
	社債	43,456	44,060	△ 604
	その他	51,527	55,088	△ 3,560
	外国債券	35,057	35,618	△ 560
	その他	16,469	19,469	△ 3,000
	小計	201,595	208,289	△ 6,693
合計		374,820	379,863	△ 5,042

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,992
その他	633
合計	2,625

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,771	218	1,018
債券	136,250	1,602	150
国債	116,177	1,307	142
地方債	2,739	21	—
社債	17,333	273	8
その他	11,719	588	15
外国債券	10,685	502	—
その他	1,033	85	15
合計	151,741	2,409	1,184

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、149 百万円(うち、株式 88 百万円、その他 60 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月 1 ヶ月平均時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月 1 ヶ月平均時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,910	△ 89

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)は、該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	22,300	百万円
繰越欠損金	10,875	
有価証券償却	4,479	
退職給付引当金	3,114	
減価償却超過額	2,156	
その他有価証券評価差額金	2,626	
賞与引当金	320	
未収利息不計上額	241	
その他	3,306	
繰延税金資産小計	49,419	
評価性引当額	△ 36,362	
繰延税金資産合計	13,057	
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△ 1,421	
資産除去債務	△ 7	
退職給付信託設定益	△ 136	
その他有価証券評価差額金	△ 588	
繰延税金負債合計	△ 2,154	
繰延税金資産の純額	10,902	百万円

第87期決算公告

平成23年6月29日

茨城県土浦市中央二丁目11番7号
株式会社 筑波銀行
取締役頭取 木村 興三

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	191,686	預 金	1,954,882
買 入 金 銭 債 権	653	債券貸借取引受入担保金	20,000
商 品 有 価 証 券	611	借 用 金	13,800
金 銭 の 信 託	2,910	外 国 為 替	26
有 価 証 券	383,969	社 債	11,590
貸 出 金	1,480,234	新 株 予 約 権 付 社 債	5,000
外 国 為 替	1,412	そ の 他 負 債	22,231
そ の 他 資 産	13,274	賞 与 引 当 金	828
有 形 固 定 資 産	19,161	退 職 給 付 引 当 金	6,574
建 物	3,942	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13
土 地	8,171	執 行 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	34
リ ー ス 資 産	4,369	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	142
建 設 仮 勘 定	788	ポ イ ン ト 引 当 金	5
その他の有形固定資産	1,888	利 息 返 還 損 失 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	3,448	偶 発 損 失 引 当 金	833
ソ フ ト ウ ェ ア	2,431	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	588
その他の無形固定資産	1,017	負 の の れ ん	398
繰 延 税 金 資 産	10,918	支 払 承 諾	3,534
支 払 承 諾 見 返	3,534	負 債 の 部 合 計	2,040,486
貸 倒 引 当 金	△ 26,440	（純資産の部）	
		資 本 金	31,368
		資 本 剰 余 金	15,075
		利 益 剰 余 金	3,615
		自 己 株 式	△ 0
		株 主 資 本 合 計	50,059
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 5,042
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 408
		土 地 再 評 価 差 額 金	185
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 5,266
		少 数 株 主 持 分	95
		純 資 産 の 部 合 計	44,888
資 産 の 部 合 計	2,085,374	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,085,374

連結損益計算書 { 平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	49,044
資金運用収益	37,822
貸出金利息	33,014
有価証券利息配当金	4,476
コールローン利息及び買入手形利息	133
債券貸借取引受入利息	4
預け金利息	181
その他の受入利息	13
役務取引等収益	7,263
その他の業務収益	2,314
その他の経常収益	1,643
経常費用	45,568
資金調達費用	4,965
預金利息	3,082
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
債券貸借取引支払利息	493
借入金利息	425
社債利息	387
新株予約権付社債利息	224
その他の支払利息	351
役務取引等費用	3,125
その他の業務費用	242
営業経費用	32,149
その他の経常費用	5,086
貸倒引当金繰入額	741
その他の経常費用	4,344
経常利益	3,475
特別利益	1,036
固定資産処分利益	1
償却債権取立利益	1,027
その他の特別利益	8
特別損失	1,311
固定資産処分損失	111
減損損失	137
その他の特別損失	1,062
税金等調整前当期純利益	3,200
法人税、住民税及び事業税	113
法人税等調整額	251
法人税等合計	364
少数株主損益調整前当期純利益	2,835
少数株主利益	15
当期純利益	2,819

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

筑波ビジネスサービス株式会社

筑波信用保証株式会社

筑波コンピュータサービス株式会社

いばぎん信用保証株式会社

株式会社いばぎんカード

筑波リース株式会社は、当行が保有する同社株式を売却したことにより、連結される子会社及び子法人等に該当しないこととなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

なお、みなし売却日を当連結会計年度中としたため、損益計算書のみを連結しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

当行が計上している負ののれんは、4年間で均等償却しております。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 37,568 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社及び子法人等におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(14) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(16) リース取引の処理方法

(借主側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸主側)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における「リース資産」の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は17百万円増加しております。

(17) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(19) 消費税等の会計処理

当行並びに主な連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は5百万円減少し、税金等調整前当期純利益は91百万円減少しております。

また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成23年3月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,422百万円、延滞債権額は71,995百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は213百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,452百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,084百万円であります。
 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、信託譲渡をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は、61,075百万円であります。なお、当行はRMBSの劣後受益権45,759百万円を継続保有し、「貸出金」に37,541百万円、現金準備金として「現金預け金」に8,217百万円を計上しております。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,040百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------------|-----------|
| 有価証券 | 67,466百万円 |
| 現金預け金 | 11百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 2,583百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 20,000百万円 |
| 借入金 | 100百万円 |
- 上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券37,842百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は3,624百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、424,847百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが383,277百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 1,520百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,885百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 710百万円
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,700百万円が含まれております。
 13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
 14. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。
 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,982百万円あります。
16. 1株当たりの純資産額 516円31銭

17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	497 百万円	394 百万円	102 百万円
合計	497 百万円	394 百万円	102 百万円

(2) 未経過リース料年度末残高相当額

1 年内	92 百万円
1 年超	22 百万円
合計	114 百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	119 百万円
減価償却費相当額	101 百万円
支払利息相当額	9 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 17,788	百万円
年金資産(時価)	8,391	
未積立退職給付債務	△ 9,396	
未認識数理計算上の差異	2,822	
連結貸借対照表計上額の純額	△ 6,574	
退職給付引当金	△ 6,574	

19. 当行は、平成 23 年 4 月 1 日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号)を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による翌連結会計年度への損益影響額は 1,274 百万円を見込んでおります。

20. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は 8.22%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,841 百万円、株式等売却損 1,018 百万円及び株式等償却 88 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり当期純利益金額 33 円 75 銭

3. 「その他の特別損失」には、合併関連費用 847 百万円を含んでおります。

4. 当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 137 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
茨城県内	営業店舗 23 ヲ店	土地及び建物等	111 (土地 47、建物 63、その他 0)
	遊休資産 8 ヲ所	土地及び建物	18 (土地 16、建物 2)
茨城県外	営業店舗 1 ヲ店	建物	1 (建物 1)
	遊休資産 3 ヲ所	土地	5 (土地 5)
合計			137 (土地 68、建物 68、その他 0)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店にグルーピング)としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結される子会社及び子法人等については、各社を 1 つの単位としております。

(回収可能価額)

当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 連結包括利益計算書における包括利益の金額 △494 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務にかかる貸出金及び預金のほか、コールマネー、コールローン等を有しており、劣後ローン、社債等による資金調達を行っております。また、付随業務として、有価証券投資を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。また、お客様との取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的要因事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結される子会社及び子法人等が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、与信統括部が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署(フロントオフィス)と市場事務管理部署(バックオフィス)を明確に分離し、さらに市場リスク管理部署(ミドルオフィス)を設置して管理を行うとともに、リスク統括部署がこれを監視する体制とし、相互牽制機能を確保しております。

(i) 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠(投資額または保有額の上限)を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月のALM委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、自己資本比率規制(バーゼルⅡ)に基づく、アウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対処するため、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用している VaR の算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間 60 日（政策投資株式は 120 日、商品有価証券は 1 日）、信頼水準 99%、観測期間 1 年）を採用しております。

平成 23 年 3 月 31 日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で 169 億円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出する VaR と実際の損失を比較するバックテストを実行し、有効性を確認しております。

また、VaR は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づき ALM 委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注 2）を参照願います。）

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	191,686	191,679	△ 6
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,880	6,726	△ 153
その他有価証券	374,820	374,820	—
(3) 貸出金	1,480,234		
貸倒引当金（*1）	△ 25,909		
	1,454,324	1,462,181	7,856
資産計	2,027,711	2,035,408	7,696
(1) 預金	1,954,882	1,957,045	2,163
負債計	1,954,882	1,957,045	2,163
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(302)	(302)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(686)	(686)	—
デリバティブ取引計	(988)	(988)	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注 1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間 1 年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間 1 年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は492百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算出された価額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出しております。将来キャッシュ・フローの見積りは、オプション評価の理論価格モデル等を使用して算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	1,993
② 組合出資金(*2)	633
合計	2,626

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	155,265	—	—	—	—	—
有価証券	54,108	82,721	108,473	41,444	69,154	7,886
満期保有目的の債券	382	2,218	433	390	1,310	2,144
その他有価証券のうち 満期があるもの	53,725	80,502	108,040	41,054	67,843	5,742
貸出金(*)	344,003	267,994	183,359	101,848	129,219	251,574
合計	553,377	350,716	291,832	143,293	198,374	259,461

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの 202,234 百万円は含めておりません。

(注4) 預金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,662,634	243,886	43,665	1,985	2,709	—
合計	1,662,634	243,886	43,665	1,985	2,709	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 2

2. 満期保有目的の債券 (平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,002	1,011	9
	地方債	2,830	2,877	47
	社債	109	109	0
	その他	789	790	1
	外国債券	789	790	1
	小計	4,731	4,789	57
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	395	395	△ 0
	社債	148	148	△ 0
	その他	1,605	1,394	△ 211
	外国債券	1,605	1,394	△ 211
	小計	2,149	1,937	△ 211
合計		6,880	6,726	△ 153

3. その他有価証券 (平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,113	983	130
	債券	118,194	117,338	855
	国債	84,028	83,431	596
	地方債	2,748	2,719	29
	社債	31,417	31,187	229
	その他	53,916	53,251	664
	外国債券	43,569	43,204	364
	その他	10,346	10,046	299
	小計	173,224	171,573	1,650
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,940	7,299	△ 1,358
	債券	144,127	145,901	△ 1,773
	国債	84,251	85,242	△ 990
	地方債	16,420	16,599	△ 178
	社債	43,456	44,060	△ 604
	その他	51,527	55,088	△ 3,560
	外国債券	35,057	35,618	△ 560
	その他	16,469	19,469	△ 3,000
小計	201,595	208,289	△ 6,693	
合計		374,820	379,863	△ 5,042

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,771	218	1,018
債券	136,250	1,602	150
国債	116,177	1,307	142
地方債	2,739	21	-
社債	17,333	273	8
その他	11,719	588	15
外国債券	10,685	502	-
その他	1,033	85	15
合計	151,741	2,409	1,184

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、149 百万円（うち、株式 88 百万円、その他 60 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月 1 ヶ月平均時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月 1 ヶ月平均時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,910	△ 89

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

以 上